

産業建設 常任委員会 行政視察

〔調査日〕

平成30年
7月4～6日

〔調査研修箇所〕
島根県益田市市匹見

〔参加議員〕

- 菊池 充
- 多田 勉
- 照井 文雄
- 荒川 栄悦
- 細川 幸男
- 多田 誠一

〔同行職員〕

- 畜産園芸課副主幹 菊池 功幸

◆わさびバイオセン

ターの運営と生産振興

島根県益田市市匹見地域（旧匹見町）は、昭和63年に特産品振興のため、全国に先駆けて

わさびのバイオセンターを整備した。旧宮守村もこれを参考に平成2年に整備している。今後の遠野産わさびの生産振興に資するべく訪問した。

センターは職員3名で年間3～4千本の苗を出荷。年間の運営費は800万円。課題は、苗の需要期が集中することから、通年での生産体制が困難なこと、基になる苗の品質のばらつきである。対策として、より良い苗の選

抜と中間育苗を、今年度から2、3年かけて、県、JA、生産者組合が一体で取り組んでいく。

かつては東の静岡に匹敵して「西の匹見」と呼ばれたわさびは、栽培面積、生産量、生産者とも減少している。しかし近年は、11人ものイターン者が生産に加わり、行政による圃場、施設、作業道の整備とバイオセンターの運営で、特産品振興に力強く取り組んでいる。

放置されがちな山林の間伐促進のため、森林資源活用事業を展開し、住民が持ち込んだ間伐材1トンにつき現金と地域通貨券で6千円を市が支払っている。これにより、山林の活用、地域経済の循環が図られている。集まった間伐材は、市内温浴施設等の薪ボイラの燃料となつて利益を上げている。



匹見地域の溪流式わさび田（標高500m）

◆森の守り人による自伐型林業の実践と普及

匹見地域は97%が山林で、地域おこし協力隊制度によって、平成27年度から合計9名の隊員（森の守り人）が自伐型林業に特化して従事している。自治体の指導体制も一貫しており、4年目の起業、定住を目指している。



匹見上地区振興センターで説明をいただく

決算特別委員会

決算特別委員会（議長及び監査委員を除く16人の議員で構成、委員長菊池由紀夫議員、副委員長長佐々木大二郎議員）は、決算等10件について付託を受け、審議を行いました。

今委員会では、事業後の成果等について活発な質疑が交わされました。その結果、全10議案が原案のとおり可決・承認されました。

障がい者雇用を守る 取り組みを

問 市職員の障がい者の雇用状況は。

答 自治体の法定雇用率は2・5%であり、遠野市では7人の雇用が必要となる。計算上、重度の場合カウントを増やす等の決まりがあり、実際には9人の在職扱い（雇用率3・11%）となり、法定雇用率を上回っている。

問 水増しなど不適切な計上はないか。

答 採用の際に、各種手帳を確認し適切に対応している。

問 定着して働けるように、働きやすい職場環境の取り組みが大事では。

答 情報交換しながら、より良い環境改善ができるように努めたい。

第三セクター経営体 強化の取り組みは

問 第三セクター経営体強化のため、産業部

長は毎月の施設長会議に出席して意見すべきではないか。

答 毎月の会議には担当課長が出席しており、その報告を受け状況を確認している。年4回の理事会には出席して経営状況を把握し、より良い方向を目指すように努めている。

問 第三セクター改革担当部長が理事会等に出席する場合は、単なるオブザーバーではなく、

経営改革の視点で発言・指導をしていくべきではないか。

答 経営者の立場・意識で出席し、対応している。

問 ふるさと公社が頑張れるしくみを指導していくことが重要であ

るかどうか。

答 年度計画に向かって必死に取り組んでいる。機能を強化して打開していくとしている。

虐待通報 （62）0189

問 児童虐待に関する相談件数は。

答 平成29年度は24件。

うち児童相談所に通報したケースが7件。要保護児童対策地域協議会において、学校・警察・民生委員など関係機関団体が行政とともに情報を共有している。

問 受付体制は。

答 電話番号（62）0189で24時間対応。執務時間内は子ども政策課に直通。夜間・休日は当直に繋がり、職員と

連絡を取る。また、警察の通報情報についても伝達ネットワークが構築されている。必ず、通報後48時間以内に子ども本人を確認する。

問 市民全体に番号の周知をはかるべきでは。

答 遠野テレビ、広報などを通した周知、リーフレットの作成も大事である。また、様々な団体に出向き説明をすることも必要と考える。

気になる子どもはいませんか？【児童虐待を防止しましょう！】

あなたのまわりに、こんな子どもはいませんか？

- ひどくよごれた服を着ている子ども
- 顔や腕、足などの多数のあざがある子ども
- ひどくびくびく、おどおどしている様子の子ども

子どもたちのこんな様子が、実は、虐待を受けているというサインかもしれません。「虐待を受けたと思われる子ども」がいましたら、速やかに、子ども政策課（☎62-0189）に連絡（通告）してください。通告は子どもを守るためのものです。また、医師や公務員の守秘義務違反にはなりませんし、連絡した人が特定されないように、秘密は守られます。

児童虐待とは・・・	
身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶるやけどを負わせる、濡れさせる など
性的虐待	性的行為の強要、性器や性交を見せる、わいせつな写真等の被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置すること など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、兄弟間差別的扱い、子どもの目の前でドメスティック・バイオレンス（DV）を行うこと など

【お父さん・お母さんへ】

- 自分だけがうまく子育てできていない
- 助けてくれる人がいない
- 子どもの行動が気に入らない
- この子がいなかったら、などと思ってしまう自分を追い詰めていたら。

【子どもたちへ】

- かぞくの誰かにたたかれたり、なぐられたりして、いたいおもいをしていたり、おなかがすいてもごはんをもらえなかったりしていたら。

そんなとき、ひとりでなやまないで、下記に相談してみてください。

（問い合わせ先）
子育て応援部子ども政策課 児童家庭担当 ☎62-0189（直通）
岩手県福祉総合相談センター ☎019-629-9605

遠野市ホームページでの周知